証券コード　2321
平成28年５月27日

株　主　各　位

東京都港区赤坂四丁目２番19号
株式会社ソフトフロント
代表取締役社長　阪　口　克　彦

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成28年６月23日（木曜日）午後５時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午後２時
２．場　　所　東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号
アイビーホール　地下２階　サフラン
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第19期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第19期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　新設分割計画承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件
第４号議案　取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額及び内容の改定の件

４．議決権行使についてのご案内
（１）書面による議決権行使の場合
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご返送ください。
（２）インターネットによる議決権行使の場合
　インターネットにより議決権を行使される場合には、３頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成28年６月23日（木曜日）午後５時15分までに行使してください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「１．企業集団の現況(５)主要な事業内容、(６)主要な事業所、(７)使用人の状況、(８)主要な借入先の状況、(９)その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「３．新株予約権等の状況」、「５．会計監査人の状況」、「６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.softfront.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役及び監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（http://www.softfront.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

＜決議通知について＞

本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイト(http://wwww.softfront.co.jp/)に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．議決権行使のお取扱いについて
（1）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
（2）議決権の行使期限は、平成28年６月23日（木曜日）午後５時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
（3）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
（4）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
（1）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係わる条件について
インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。
（1）パソコン用サイトによる場合
ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
イ．次のアプリケーションをインストールしていること。
(a) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
(b) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®又は、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
（2）携帯電話端末用サイトによる場合
128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。
なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120（652）031（受付時間　9:00～21:00）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

0120（782）031（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成27年４月１日～平成28年３月31日）の当社グループ事業を取り巻く環境ですが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて通信インフラ充実の動きが本格化するとともに、携帯通信事業者の回線を利用したMVNO（Mobile Virtual Network Operator）の登場により、サービスがより廉価に提供されるトレンドになる等、通信サービス業界では、ユーザーに多様なコミュニケーション手段を提供する基盤が整備され、市場も堅調な推移が見受けられました。

この過渡期において、個人所有スマートフォンの業務利用「BYOD（Bring Your Own Device）」の浸透やスマホアプリ等を介した「リアルタイムコミュニケーション」のビジネスシーンでの多用により、リモートワーキング社会の到来が身近に感じられるようになりました。ビジネスでのコミュニケーションについて、多様な選択肢が求められる時流となり、ビジネスの潜在的なチャンスが広がっていく傾向にあります。

同じく、大手通信事業者の光回線の卸売りに伴う従来回線のIP化の加速等の背景を受け、IP電話やスマートフォンを介したコミュニケーションサービスの需要が拡張していくための環境が整ってきています。

このような環境の下、当社は『成長』をテーマに、平成25年４月から３カ年を対象に中期経営計画を推進して参りました。その最終年度である当連結会計年度には、以下の３つの施策を推進しました。

a)既存事業、サービス事業、海外事業の３つの領域での活動による収益基盤の強化

b)ベトナム現地法人を活用した生産性向上とそれに伴う収益の向上

c)リアルタイムコミュニケーション技術の分野での強みの再構築

これらの施策を通じ、収益向上を目指しましたが、当社グループの売上の大部分を占める通信事業者向け「通信インフラ上の通信関連サービス」が、通信事業者のインフラ提供に専念するという戦略方向転換により市場が変化したことと、他のＩＴサービス事業者も当該通信関連サービスを提供するようになったこと、当社の技術を活かした新製品・新サービスが、当社の営業力不足と他のＩＴサービス事業者との競合激化により販売拡大ができなかったこと等から、十分な実績を残すことができませんでした。

当連結会計年度の業績は、売上高346,307千円（前年同期比12.9％減）、営業損失452,869千円（前年同期は389,890千円の営業損失）、経常損失468,101千円（前年同期は388,259千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失491,675千円（前年同期は412,183千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当連結会計年度における各事業領域での取り組みは次のとおりです。

既存事業領域

NTTグループ、電力系通信事業者及びメーカが主要な取引先でありますが、通信事業者がインフラ提供に専念するという戦略転換を行ったため、当連結会計年度では売上について十分な実績を残すことができませんでした。

当連結会計年度における主なトピックとしては、「飛躍的な高音質を実現するメディア通信技術」の研究に取り組み、新しいVoIP通信方式「REAFSVC」を開発いたしました。また、このREAFSVCを様々なアプリや機器へ搭載可能にする音声通信エンジン「SUPREE Embedded Audio Engine」の提供を平成27年12月より開始しました。

サービス事業領域

平成24年３月期より開始したデジタルポスト関連事業の強化・拡大を推進しました。電子郵便関連事業に対する社会的認知度が高まってきている中、日本での電子郵便関連事業を力強く牽引できるように、ビジネスモデルの精緻化を図り、事業展開の下地を形成しました。

また、女性の起業・これからの働きかたを支援するコロコニ・プロジェクトを推進し、平成28年１月には子会社株式会社コロコニを設立いたしました。女性の多様な働き方を支援する各種事業を、収益化していくための道筋を形成しました。

本事業領域では、今後の収益化に向けた道筋はつけたものの、当連結会計年度内に十分な収益に結び付けるまでには至っておらず、大きな結果を残すに至りませんでした。

一方、当社の保有する技術資産やノウハウを通じ、スタートアップ企業の事業成長をサポートする取り組みの継続によって、株式会社サムライインキュベート、ＫＤＤＩ株式会社等との業務提携から、新たな企業との出会い、ビジネスの拡大の萌芽を得ることができました。

海外事業領域

SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD. において開発人材の採用を進め、開発拠点としての体制を強化することができました。当社が受注したソフトウエア開発案件の一部を同社に委託することで、お客様にとってリーズナブルな価格でのソフトウエア開発を実現できる体制を確立しました。並行して、高品質なIP電話やテレビ電話を可能にするソフトウエア製品をベトナム国内で展開する営業活動も進展させました。

セグメントの業績は、以下のとおりです。

ソフトウエア販売

SIP・NGN・デジタルポスト関連技術を主体とするソフトウエア販売・ライセンス提供・サポートの提供を行いました。

新規取引先からの受注はあったものの、未だ各施策の効果が現れるまでの過渡期にあり、売上高96,971千円（前年同期比49.1%減）、セグメント損失31,464千円（前年同期は57,424千円のセグメント利益）と低迷いたしました。

受託開発

SIP・NGN関連技術を主体とする受託開発・技術コンサルティング・ソリューション開発の請負を行いました。

新たな取引先からの受注もあり、昨年度より好調でしたが、十分な増収には至らず、売上高240,762千円（前年同期比19.1%増）、セグメント利益97,951千円（前年同期比72.4%増）となりました。

その他

SIP・NGN関連技術を主体とした物品等を販売しました。

SIP・NGN関連技術製品の物品販売などで、売上高8,573千円（前年同期比68.0％増）、セグメント利益3,356千円（前年同期比32.0％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は102,674千円です。主なものは次のとおりです。

・自社開発ソフトウエア　　92,923千円

③ 資金調達の状況

Ｏａｋキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当増資（払込期日：平成28年２月29日）により30,009千円、同社を割当先とする第三者割当による第８回新株予約権の行使により349千円、同社を割当先とする第三者割当による第９回新株予約権の発行及び行使により984,200千円の資金調達を実施いたしました。

これにより、今後の活動に向けた資金を十分に確保できました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき事項はありません。

（２）直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

項目	第16期 (平成25年３月期)	第17期 (平成26年３月期)	第18期 (平成27年３月期)	第19期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売　上　高(千円)	－	－	397,705	346,307
経 常 損 益(千円)	－	－	△388,259	△468,101
親会社株主に帰属する当期純損益(千円)	－	－	△412,183	△491,675
１株当たり当期純損益(円)	－	－	△28.87	△32.88
総　資　産(千円)	－	－	853,992	1,358,413
純　資　産(千円)	－	－	776,450	1,294,631
１株当たり純資産(円)	－	－	53.23	66.65

②　当社の財産及び損益の状況

項目	第16期 (平成25年３月期)	第17期 (平成26年３月期)	第18期 (平成27年３月期)	第19期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売　上　高(千円)	549,212	597,326	396,410	340,371
経 常 損 益(千円)	△108,062	△213,960	△372,098	△470,527
当期純損益(千円)	△110,482	△247,770	△390,738	△488,085
１株当たり当期純損益(円)	△12.01	△24.12	△27.37	△32.64
総　資　産(千円)	759,957	945,481	881,657	1,397,419
純　資　産(千円)	634,815	842,180	801,202	1,327,674
１株当たり純資産(円)	68.61	66.49	54.93	68.36

（注）１．企業集団の財産及び損益の状況については、第18期より連結計算書類を作成しておりますので、第17期以前の数値は記載しておりません。

２．経常損益、当期純損益及び１株当たり当期純損益の△印は損失を示しております。

３．当社は、平成26年１月30日開催の取締役会決議に基づき、平成26年４月１日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純損益及び１株当たり純資産を算定しております。

４．１株当たり当期純損益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

（３）重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD.	10,340,100千ドン (485千USドル) (52,644千円)	100.00%	ソフトウエア業

（４）対処すべき課題

当社グループは、平成25年５月10日付で発表した「中期経営計画」の３年目である当連結会計年度において、コスト削減並びに開発効率及び生産性の向上を目的として、①収益基盤の強化、②収益性と生産性の向上、③強みの再構築の３つの施策を実施しました。

①収益基盤の強化

既存事業、サービス事業、海外事業の３つの事業領域において、収益基盤の強化に尽力しました。

特に国内の事業においては、通信事業者及び複合機メーカを中心とする国内メーカとの取引拡大、自社ソフトウエア製品「Hello Meeting」及び「Livy Talk」を活用したソフトウエア製品提供や受託開発の取引案件の拡大を目指しましたが、通信事業者の戦略転換による市場の変化や、新たな顧客に対する営業活動が不十分であったこと、他のサービス業者との競争が激化したこと等から、当社製品・サービスの販売が低迷し、売上の実績を残すことができませんでした。

また、ベトナム現地法人（ソフトフロントベトナム）についても、営業に係る活動量は前年に比して増加したものの、当社グループ製品の販売については十分な実績を出せるまでには至りませんでした。

②収益性と生産性の向上

廉価で質の良い開発が可能なベトナム現地法人を活用することで、生産性の向上に努めました。しかしながら、国内での案件受注が停滞したこと、ベトナム現地での案件獲得が伸びなかったことなどから、収益性が向上せず、生産性の向上を十分には活かせませんでした。

③強みの再構築

当社グループの強みであるリアルタイムコミュニケーション技術の分野において、研究開発を推進しました。特に「飛躍的な高音質を実現するメディア通信技術」の研究に取り組み、新しいVoIP通信方式「REAFSVC」を開発するという成果をあげましたが、収益に反映するまでは至りませんでした。今後は、本技術を製品化し、収益に結びつけるためのスピーディなアクションが求められます。

以上の３つの施策を通じて、業績の回復に努めましたが、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、また、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を発生させる結果となりました。このことから、現在、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

一方で、当連結会計年度において資金調達が進んだこと及び事業基盤拡大を意図した「株式会社筆まめ」の株式取得（子会社化）が平成28年４月に完了したことは収益改善に向けた契機になる大きな実績と考えております。

これらを踏まえ、当社グループでは業績を向上させるための新たな中期経営計画を策定しました。本計画において、当社グループは持株会社によるグループ経営体制に移行するとともに、以下に示す３つのテーマを推進いたします。これらを的確に遂行することで、当該状況を解消し、業績回復と財務状況の改善を進めて参ります。

【業績回復に向けた３つのテーマ】

①新たな市場への挑戦

当社グループのこれまでの主要な顧客は大手通信事業者やＩＴベンダー等の限られた顧客でしたが、今後は、『コミュニケーションプラットフォーム事業』及び『ネットとリアルの融合事業』の領域において、新たなサービスの展開を行い、様々な『ネットサービス事業者』やネットの活用・展開が未だ不十分な『リアルな実業者』までも対象顧客として取り込み、新たな挑戦を行います。

翌連結会計年度は、特に、子会社化した株式会社筆まめと関連会社であるデジタルポスト株式会社を連携し、『クラウドを活用した年賀状作成・印刷・郵便一体化サービス』を目指して、新しい市場に挑戦いたします。

②スピーディなニーズ対応

刻一刻と変化する顧客のニーズに対応するため、M&A等により強化したグループ内外のリソースや市場を柔軟に組み合わせることで、迅速にサービスを創出・提供いたします。

翌連結会計年度は、特に各事業会社の既に対象としている市場を共有することで、新たな顧客のニーズを発掘し、併せて、グループ内の既存リソースを融合することで、素早く価値を提供する活動に注力します。

例）株式会社コロコニの営業活動から得た「時間や空間に縛られず、フレキシブルに働く環境を整えたい」という顧客ニーズに対し、株式会社筆まめのデザイン力や当社ソフトウェア製品「Smart Office」をトータルで融合した、新しいコミュニケーションスキームを素早く提案する等

③環境適応力の強化

早期に収益を確保するため、M&Aを基軸に、事業基盤の強化に取り組みます。また、スピーディな事業展開ができるようにグループ経営体制に移行いたします。グループ経営体制移行後は、持株会社が内外の環境変化を見据えながら的確に『戦略立案』し、ポートフォリオを意識した全体的な視点からグループ横断的に『資源配分』を担います。持株会社の全体的な視点と個々の強みに特化した各事業会社の事業展開とが融合することにより、柔軟に環境に適応できる経営体制を目指します。

以上の課題への対応及び新規事業により、グループの企業価値を高めて参りますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

２．株式の状況（平成28年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　　32,440,000株

（２）発行済株式の総数　　19,331,727株

（注）１．平成28年２月29日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数が142,900株増加しております。

２．新株予約権の行使により、発行済株式総数が4,602,130株増加しております。

（３）株主数　　8,594名

（４）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
Ｏａｋキャピタル株式会社	3,664,300株	18.95％
村田利文	574,468	2.97
日本証券金融株式会社	437,300	2.26
長屋正宏	384,200	1.98
楽天証券株式会社	356,000	1.84
株式会社ＳＢＩ証券	264,200	1.36
大和証券株式会社	251,400	1.30
畠山敬一郎	157,100	0.81
山川元志	152,600	0.78
松井証券株式会社	144,400	0.74

（注）１．持株比率は自己株式（97株）を控除して計算しております。

２．持株比率は小数第二位未満を切捨てて表示しております。

４．会社役員の状況

（１）取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	阪口克彦	SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD.会長
取締役副社長	佐藤健太郎	デジタルポスト株式会社取締役
取締役	佐藤和紀	研究開発担当
取締役	安田浩	
常勤監査役	五十嵐敦	
監査役	阿部貢	
監査役	髙木勇三	監査法人五大会長・代表社員(公認会計士) 元気寿司株式会社社外監査役 株式会社グルメ杵屋社外監査役 株式会社横浜銀行社外取締役

（注）１．取締役安田浩氏は、社外取締役であります。
２．監査役阿部貢氏及び監査役髙木勇三氏は、社外監査役であります。
３．監査役阿部貢氏及び監査役髙木勇三氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役阿部貢氏は、監査関連業務の豊富な経験と専門知識を有しております。
・監査役髙木勇三氏は、公認会計士の資格を有しております。
４．当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
・平成27年６月26日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、監査役塙幸久氏は辞任により退任いたしました。
・平成27年６月26日開催の第18回定時株主総会において、五十嵐敦氏が監査役に選任され就任いたしました。また、同氏は同総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任いたしました。
５．当社は、監査役阿部貢氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（２）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項各号に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

（３）取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (1)	47,925千円 (2,400)
監査役 （うち社外監査役）	4 (3)	11,122 (6,247)
合計 （うち社外役員）	8 (4)	59,047 (8,647)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．監査役の報酬等の総額には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名（うち社外監査役１名）を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の員数は、取締役が４名（うち社外取締役が１名）、監査役が３名（うち社外監査役が２名）であり、合計７名（うち社外役員が３名）となっております。

３．取締役の報酬等の限度額は、平成12年６月29日開催の第３回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

また、本限度額とは別枠で、平成19年６月25日開催の第10回定時株主総会において、ストック・オプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等の限度額が年額30,100千円以内と決議いただいております。

４．監査役の報酬等の限度額は、平成12年６月29日開催の第３回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

また、本限度額とは別枠で、平成19年６月25日開催の第10回定時株主総会において、ストック・オプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等の限度額が年額5,400千円以内と決議いただいております。

（４）社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役髙木勇三氏は監査法人五大の代表社員を兼務しております。なお、当社と当該法人との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役髙木勇三氏は元気寿司株式会社、株式会社グルメ杵屋の社外監査役及び株式会社横浜銀行の社外取締役を兼任しております。なお、当社とこれらの法人との間には特別の関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取　締　役　安田　　浩	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、11回に出席いたしました。主に学識経験者の見地から、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監　査　役　阿部　　貢	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、15回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち、14回全てに出席いたしました。主に事業会社における監査関連業務の経験及び知見に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査役会において、会計処理の適正性並びに内部統制システムについて適宜、必要な発言・提言を行っております。
監　査　役　髙木　勇三	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、13回に出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち、13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査役会において、会計処理の適正性及び内部統制システムについて適宜、必要な発言・提言を行っております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,176,309**	**流動負債**	**51,782**
現金及び預金	1,079,778	営業未払金	1,006
売掛金	74,633	１年内返済予定の長期借入金	6,000
その他	21,897	未払法人税等	13,350
固定資産	**182,103**	製品保証引当金	257
有形固定資産	**－**	その他	31,167
無形固定資産	**136,509**	**固定負債**	**12,000**
ソフトウエア	136,509	長期借入金	12,000
投資その他の資産	**45,594**	**負債合計**	**63,782**
投資有価証券	10,000	純資産の部	
破産更生債権等	71,280	**株主資本**	**1,288,312**
その他	53,114	資本金	3,700,923
貸倒引当金	△88,800	資本剰余金	3,483,083
		利益剰余金	△5,895,630
		自己株式	△64
		その他の包括利益累計額	**78**
		為替換算調整勘定	78
		新株予約権	**6,240**
		純資産合計	**1,294,631**
資産合計	**1,358,413**	**負債純資産合計**	**1,358,413**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**346,307**
売上原価		**276,462**
売上総利益		**69,844**
販売費及び一般管理費		**522,713**
営業損失		**452,869**
営業外収益		
受取利息	169	
受取手数料	172	
その他	56	397
営業外費用		
支払利息	458	
為替差損	3,832	
株式交付費	3,833	
新株予約権発行費	7,505	15,629
経常損失		**468,101**
特別損失		
投資有価証券評価損	14,600	
減損損失	7,764	22,364
税金等調整前当期純損失		**490,465**
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当期純損失		**491,675**
親会社株主に帰属する当期純損失		**491,675**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,166,542**	**流動負債**	**57,744**
現金及び預金	1,064,498	営業未払金	9,279
		1年内返済予定の長期借入金	6,000
売掛金	73,392	未払金	16,279
前払費用	6,302	未払費用	3,197
		未払法人税等	13,011
その他	22,348	前受金	6,362
		預り金	2,100
固定資産	**230,876**	製品保証引当金	257
		その他	1,255
有形固定資産	**－**	**固定負債**	**12,000**
無形固定資産	**136,509**	長期借入金	12,000
		負債合計	**69,744**
ソフトウエア	136,509	純資産の部	
		株主資本	**1,321,434**
投資その他の資産	**94,367**	**資本金**	**3,700,923**
関係会社株式	10,000	**資本剰余金**	**3,483,083**
		資本準備金	3,483,083
関係会社出資金	52,644	**利益剰余金**	**△5,862,508**
		その他利益剰余金	△5,862,508
破産更生債権等	71,280	繰越利益剰余金	△5,862,508
		自己株式	**△64**
その他	49,243	**新株予約権**	**6,240**
貸倒引当金	△88,800	**純資産合計**	**1,327,674**
資産合計	**1,397,419**	**負債純資産合計**	**1,397,419**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**340,371**
売　上　原　価		**320,231**
売　上　総　利　益		**20,139**
販売費及び一般管理費		**479,298**
営　業　損　失		**459,158**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	192	
受　取　手　数　料	172	
そ　の　他	63	428
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	458	
株　式　交　付　費	3,833	
新　株　予　約　権　発　行　費	7,505	11,796
経　常　損　失		**470,527**
特　別　損　失		
投　資　有　価　証　券　評　価　損	14,600	
減　損　損　失	1,748	16,348
税　引　前　当　期　純　損　失		**486,875**
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当　期　純　損　失		**488,085**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月１３日

株式会社ソフトフロント
取締役会御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山　本　　公　太	㊞
業務執行社員	公認会計士	井　上　　道　明	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ソフトフロントの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトフロント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、営業損失452,869千円、経常損失468,101千円、親会社株主に帰属する当期純損失491,675千円を計上し、５期連続の営業損失の計上、また、３期連続の営業キャッシュ・フローのマイナスの計上となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年４月22日開催の取締役会において、株式会社筆まめの株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成28年４月26日に株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月１３日

株式会社ソフトフロント
取締役会御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山　本　　公　太	㊞
業務執行社員	公認会計士	井　上　　道　明	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ソフトフロントの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、営業損失459,158千円、経常損失470,527千円、当期純損失488,085千円を計上し、５期連続の営業損失の計上、また、３期連続の営業キャッシュ・フローのマイナスの計上となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年４月22日開催の取締役会において、株式会社筆まめの株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成28年４月26日に株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社ソフトフロント　監査役会

常勤監査役　五十嵐　敦　㊞

社外監査役　阿部　貢　㊞

社外監査役　髙木　勇三　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　新設分割計画承認の件

１．新設分割を行う理由

株式会社ソフトフロントは、これまで主にSIP/VoIP技術を中心に事業を進めて参りました。

しかしながら、現在の当社グループを取り巻く事業環境については、大手通信事業者の事業の方向転換を契機に、構造そのものが急速に変化しております。これを受け、当社グループには従来の延長線上にない新たな事業領域の開拓が求められているものと現状を認識しております。

当社グループがこのような事業環境の変化に適応し、将来にわたって永続的に成長・発展するためには、M&A（Merger and Acquisition/企業合併・買収）や戦略的な事業提携を視野に入れた大局的な視点からの意思決定と戦略と一貫した経営資源の配分が求められます。これらを受け、グループ全体の企業価値を向上し、かつ最大化するため、新しい経営体制の構築が不可欠であるとの結論に至りました。

このような背景から、当社グループは持株会社体制に移行し、当社の事業を、新設する「株式会社ソフトフロントジャパン」及び「株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄ」に承継させる新設分割を行います。

当社グループが今後の成長のために持株会社制に移行する目的は以下のとおりです。

（１）「戦略の立案」と「戦略の実行」を分離し、経営効率を強化
　持株会社がグループ横断的な戦略の立案とそれを実現するための経営資源の管理・配分に専従し、各事業会社は、グループ経営戦略の方向性に基づき、各事業にスピード感を持って専念することで、役割を明確に分離し、グループとしての経営効率を向上させます。

（２）ポートフォリオ型の事業経営により、環境適応力を強化
　今後の当社グループ事業の中核となる「コミュニケーションプラットフォーム事業」及び「ネットとリアルの融合事業」の領域において、新事業を多角的に展開しつつ、新旧の事業を複合的に運営することで、環境の変化に柔軟に適応できる足腰の強い経営を実現します。

（３）グループシナジーの実現
　中期経営計画を核に、グループ内の各事業会社が持つ市場・人材・技術・ノウハウ等を横断的に共有・融合・活用することで、新たなビジネスのチャンスを獲得し、収益をスピーディに拡大します。

以上の施策を推進するため、当社グループは平成28年８月１日（予定）をもって、当社がソフトウェア販売事業、受託開発事業、物品販売事業及びこれらに付帯する事業に関して有する権利義務を「株式会社ソフトフロントジャパン」に、当社が研究開発関連事業及びソフトフロントベトナム関連事業に関して有する権利義務を「株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄ」に、それぞれ承継する新設分割を行います。

株主の皆様におかれましては、このたびの持株会社制への移行の趣旨にご賛同いただき、「株式会社ソフトフロントジャパン」及び「株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄ」の新設分割計画についてご承認を賜りますよう、お願い申しあげます。

２．新設分割計画の内容の概要

２．１　株式会社ソフトフロントジャパンの新設分割計画

新設分割計画書（株式会社ソフトフロントジャパン）（写し）

当社（以下、「甲」という。）は、新たに設立する株式会社ソフトフロントジャパン（以下、「乙」という。）に、甲のソフトウェア販売事業、受託開発事業、物品販売事業及びこれらに付帯する事業（以下、これらを総称して「本件事業」という。）に係る資産、債務、雇用契約その他権利義務を承継させるため、新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり分割計画書（以下、「本計画」という。）を作成する。

第１条（乙の定款）

本件分割により設立すべき乙の定款は、別紙１「株式会社ソフトフロントジャパン定款」に記載のとおりとする。

第２条（分割に際して発行する株式及び割当）

乙は、本件分割に際して普通株式１，８００株を発行し、そのすべてを甲に割り当てる。

２　乙は、本件分割に際し、甲に対して前項に定める新設会社の発行する株式以外の一切の資産を交付しない。

第３条（乙の資本金及び準備金等の額）

乙の資本金及び準備金等の額は下記のとおりとする。ただし、効力発生日における甲の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

（１）資本金　金９０，０００，０００円
（２）資本準備金　金０円
（３）その他資本剰余金の額　会社計算規則第49条第１項に定める株主資本等変動額から前号及び前々号に定める額を控除した額
（４）利益準備金　金０円

第４条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

（１）設立時取締役　髙須英司、阪口克彦、佐藤和紀
（２）設立時監査役　五十嵐達哉

第５条（承継する権利義務等）

分割により乙が甲より承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務に関する事項は、別紙２「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本計画作成後乙の成立日（第６条に定義する。）までに当社に新たに帰属するに至った分割事業に関する権利義務についても、別紙２の記載に従い、新設会社に承継されるものとする。

２　甲から乙に対する債務の承継は重畳的債務引受の方法により行うものとする。ただし、当社と新設会社との関係においては、承継する債務の全部を新設会社が負担するものとする。

３　第１項に規定する資産、債務、雇用契約及びその他の権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知等の手続に要する登録手続き費用その他の一切の費用は、新設会社の負担とする。

第６条（分割の効力発生日）
　会社法第924条に定める乙の設立の登記をなすべき日（以下、「乙の成立日」とする。）は、平成28年８月１日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により、甲の取締役会の承認を得て、これを変更することができる。

第７条（競業避止義務の免除）
　甲は本件分割の効力発生後においても、本件事業に関して会社法第21条第１項に定める競業避止義務を負わないものとする。

第８条（分割条件の変更及び中止）
　本計画作成後乙の成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重要な変動が生じたときは、甲は必要に応じて本計画を変更又は本件分割を中止することができる。

第９条（その他）
　本計画に定めるもののほか、会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲が決定するものとする。

平成28年５月16日

東京都港区赤坂四丁目２番19号
株式会社ソフトフロント
代表取締役社長　　阪口　克彦　㊞

（別紙１）

株式会社ソフトフロントジャパン　定款

第１章　総則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社ソフトフロントジャパンと称し、英文では、Softfront Japanと表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）コンピュータ・プログラム及びデータの設計、開発、製造、販売
（２）コンピュータ関連機器、通信用電子・電気機器の設計、開発、製造、販売
（３）コンピュータによる情報処理サービス及び情報提供サービス
（４）コンピュータ・ネットワーク上の情報処理・提供サービス及びプロバイダー事業
（５）書籍、雑誌の編集、制作、出版、販売
（６）前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告）
第４条　当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

（機関構成）
第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を置く。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、１０，０００株とする。

（株券の不発行）
第７条　当会社は、株式に係る株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第８条　当会社の株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は当会社の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する売渡しの請求）
第９条　当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（自己株式の取得）
第10条　当会社は、株主総会の決議によって、特定の株主から合意によりその有する株式の全部又は一部を取得することができる。
２　前項の場合は、会社法第160条第２項及び第３項の規定は適用しない。

（株主への株式割当）
第11条　当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日は取締役会の決定によって定める。

（株主名簿記載事項の記載の請求）
第12条　当会社の株式を取得した者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式を取得した者が、署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式を取得した者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）
第13条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）
第14条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）
第15条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（株主の住所等の届出）
第16条　当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑等を当会社に

届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も同様とする。

第３章　株主総会

（招　集）

第17条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

２　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故又は支障がある時は、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

３　株主総会を招集するには、会日より１週間前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は２週間前までに議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができるすべての株主の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集手続きを経ずに株主総会を開催することができる。

（招集手続の省略）

第18条　株主総会は、その株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議　長）

第19条　株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故又は支障がある時は、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

（決議の方法）

第20条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第21条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第22条　株主総会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役及び監査役その他会社法施行規則第72条第３項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第23条　当会社の取締役は、３名以上７名以内とする。

（取締役の選任）

第24条　取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任は、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第25条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第26条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
２　取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第27条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第28条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第29条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第30条　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）
第31条　取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名又は名称その他会社法施行規則第101条第３項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

（取締役会規程）
第32条　取締役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第33条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第34条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役

（監査役の員数及び選任）
第35条　当会社の監査役は、２名以内とする。
２　監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

（監査役の任期）
第36条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）
第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第38条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計算

（事業年度）
第39条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの年１期とする。

（剰余金の配当）
第40条　剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第41条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間等）
第42条　剰余金の配当が、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２．　前項の金銭には、利息をつけない。

附　則

（最初の事業年度）
第１条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年３月31日までとする。

（附則の削除）
第２条　本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以上

（別紙２）

承継権利義務明細表

本件分割により、新たに設立する株式会社ソフトフロントジャパン（以下、「乙」という。）が当社（以下、「甲」という。）から承継する権利義務の明細は、乙の成立日において分割事業に属する次に掲げる権利義務とする。
承継する資産及び負債については、平成28年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立日の前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産
（１）流動資産
分割事業に属する製品、仕掛品、未収入金、前払費用、仮払金、繰延税金資産、貸倒引当金、その他の流動資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切

（２）固定資産
①有形固定資産
分割事業に属する構築物、工具器具備品、その他有形固定資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切
②無形固定資産
分割事業に属するソフトウェア、その他の無形固定資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切
なお、自社開発ソフトウエア資産は承継対象としない。

（３）その他
分割事業にかかるその他一切の資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切（ただし、本別紙において別段の定めがなされているものについてはその定めに従うものとする。）
なお、株式会社筆まめ、デジタルポスト株式会社、株式会社コロコニ、株式会社ワールドスケープ及び株式会社アナムネの株式、SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD.の出資持分並びに株式会社ワールドスケープの新株予約権付社債は承継対象としない。

２．承継する負債
（１）流動負債
分割事業に属する未払金、未払費用、預り金、賞与引当金、その他の流動負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切
（２）固定負債
分割事業に属する一切の固定負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切
３．承継する雇用契約
分割効力発生日において分割事業に従事する従業員との雇用契約の一切
４．その他の権利義務
（１）雇用契約以外の契約
分割事業に属する売買契約、賃貸借契約（本社オフィスに係る賃貸借契約を除く）、業務委託契約、リース契約、その他一切の雇用契約以外の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。
（２）許認可等
分割事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承認可能なもの。
５．承継される権利義務から除外される資産その他の権利義務
知的財産
特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は新設会社に承継されない。ただし、乙の成立の日において甲が所有し、分割事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が新設会社にその実施権又は使用権を付与する。

以上

２．２　株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄの新設分割計画

新設分割計画書（株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄ）（写し）

当社（以下、「甲」という。）は、新たに設立する株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄ（以下、「乙」という。）に、甲の研究開発関連事業及びソフトフロントベトナム関連事業（以下、これらを総称して「本件事業」という。）に係る資産、債務、雇用契約その他権利義務を承継させるため、新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり分割計画書（以下、「本計画」という。）を作成する。

第１条（乙の定款）
分割により設立すべき乙の定款は、別紙１「株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄ定款」に記載のとおりとする。

第２条（分割に際して発行する株式及び割当）
乙は、分割に際して普通株式６００株を発行し、そのすべてを甲に割り当てる。
２　乙は、本件分割に際し、甲に対して前項に定める新設会社の発行する株式以外の一切の資産を交付しない。

第３条（乙の資本金及び準備金等の額）
乙の資本金及び準備金等の額は下記のとおりとする。ただし、効力発生日における甲の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。
（１）資本金　　金３０，０００，０００円

（２）資本準備金　　金０円
（３）その他資本剰余金の額　会社計算規則第49条第１項に定める株主資本等変動額から前号及び前前号に定める額を控除した額
（４）利益準備金　　金０円

第４条（乙の設立時取締役の氏名）
乙の設立時取締役は、次のとおりとする。
設立時取締役　　佐藤和紀、阪口克彦

第５条（承継する権利義務等）
分割により乙が甲より承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務に関する事項は、別紙２「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本計画作成後乙の成立日（第６条に定義する。）までに当社に新たに帰属するに至った分割事業に関する権利義務についても、別紙２の記載に従い、新設会社に承継されるものとする。
２　甲から乙に対する債務の承継は重畳的債務引受の方法により行うものとする。ただし、当社と新設会社との関係においては、承継する債務の全部を新設会社が負担するものとする。
３　第１項に規定する資産、債務、雇用契約及びその他の権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知等の手続に要する登録手続き費用その他の一切の費用は、新設会社の負担とする。

第６条（分割の効力発生日）
会社法第924条に定める乙の設立の登記をなすべき日（以下、「乙の成立日」とする。）は、平成28年８月１日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により、甲の取締役会の承認を得て、これを変更することができる。

第７条（競業避止義務の免除）
甲は本件分割の効力発生後においても、本件事業に関して会社法第21条第１項に定める競業避止義務を負わないものとする。

第８条（分割条件の変更及び中止）
本計画作成後乙の成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重要な変動が生じたときは、甲は必要に応じて本計画を変更又は本件分割を中止することができる。

第９条（その他）
本計画に定めるもののほか、会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲が決定するものとする。

平成28年５月16日

東京都港区赤坂四丁目２番１９号
株式会社ソフトフロント
代表取締役社長　　阪口　克彦　㊞

（別紙１）

株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄ　定款

第１章　総　則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄと称し、英文では、Softfront R&Dと表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）コンピュータ・プログラム及びデータの設計、開発、製造、販売
（２）コンピュータ関連機器、通信用電子・電気機器の設計、開発、製造、販売
（３）コンピュータによる情報処理サービス及び情報提供サービス
（４）コンピュータ・ネットワーク上の情報処理・提供サービス及びプロバイダー事業
（５）書籍、雑誌の編集、制作、出版、販売
（６）前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）
第４条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、３，０００株とする。

（株券の不発行）
第６条　当会社は、株式に係る株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第７条　当会社の株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は当会社の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する売渡しの請求）
第８条　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（自己株式の取得）
第９条　当会社は、株主総会の決議によって、特定の株主から合意によりその有する株式の全部又は一部を取得することができる。
２　前項の場合には、会社法第160条第２項及び第３項の規定は適用しない。

（株主への株式割当）
第10条　当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日は取締役の決定によって定める。

（株主名簿記載事項の記載の請求）
第11条　当会社の株式を取得した者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式を取得した者が、署名又は記名押印し、共同

して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式を取得した者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）
第12条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）
第13条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）
第14条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（株主の住所等の届出）
第15条　当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑等を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も同様とする。

第３章　株主総会

（招　集）
第16条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
２　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故又は支障がある時は、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
３　株主総会を招集するには、会日より１週間前までに、その株主総会において議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）
第17条　株主総会は、その株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議　長）
第18条　株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故又は支障がある時は、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

（決議の方法）
第19条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第20条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）
第21条　株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第４章　取締役

（取締役の員数）
第22条　当会社の取締役は、１名以上５名以内とする。

（取締役の選任）
第23条　取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2　取締役の選任は、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第24条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び社長）
第25条　当会社に取締役を複数設置する場合には、代表取締役１名を置き、取締役の互選により定める。
2　代表取締役は社長とし、社長は当会社の業務を執行する。

（業務執行の決定）
第26条　当会社の業務のうち、重要な業務は取締役の過半数をもって、その執行を決定する。

（取締役の報酬等）
第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　計算

（事業年度）
第29条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの年１期とする。

（剰余金の配当）
第30条　剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

２　前項のほか、株主総会の決議によって、基準日を定めて、剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間等）
第31条　剰余金の配当が、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２　前項の金銭には、利息をつけない。

附　　則

（最初の事業年度）
第１条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年３月31日までとする。

（附則の削除）
第２条　本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以上

（別紙２）

承継権利義務明細表

本件分割により、新たに設立するソフトフロントＲ＆Ｄ株式会社（以下、「乙」という。）が当社（以下、「甲」という。）から承継する権利義務の明細は、乙の成立日において分割事業に属する次に掲げる権利義務とする。
資産及び負債については、平成28年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立日の前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産
（１）流動資産
分割事業に属する、製品、仕掛品、未収入金、前払費用、仮払金、繰延税金資産、貸倒引当金、その他の流動資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切
（２）固定資産
①有形固定資産
分割事業に属する構築物、工具器具備品、その他有形固定資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切
②無形固定資産
分割事業に属するソフトウェア、その他の無形固定資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切
なお、自社開発ソフトウエア資産は承継対象としない。
（３）その他
分割事業にかかるその他一切の資産（SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD.の出資持分を含む。）のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切（ただし、本別紙において別段の定めがなされているものについてはその定めに従うものとする。）
なお、株式会社筆まめ、デジタルポスト株式会社、株式会社コロコニ、株式会社ワールドスケープ及び株式会社アナムネの株式並びに株式会社

ワールドスケープの新株予約権付社債は承継対象としない。

2．承継する負債

（1）流動負債

分割事業に属する未払金、未払費用、預り金、賞与引当金、その他の流動負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切

（2）固定負債

分割事業に属する一切の固定負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切

3．承継する雇用契約

分割効力発生日において分割事業に従事する従業員との雇用契約の一切

4．その他の権利義務

（1）雇用契約以外の契約

分割事業に属する売買契約、賃貸借契約（本社オフィスに係る賃貸借契約を除く）、業務委託契約、リース契約、その他一切の雇用契約以外の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

（2）許認可等

分割事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承認可能なもの。

5．承継される権利義務から除外される資産その他の権利義務

知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は新設会社に承継されない。ただし、乙の成立の日において甲が所有し、分割事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が新設会社にその実施権又は使用権を付与する。

以上

3．会社法施行規則第205条に定める内容の概要

（1）対価の相当性に関する事項

対価の総数に関する事項

新設分割設立会社である株式会社ソフトフロントジャパンは本件分割に際して１，８００株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。また、株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄは、本件分割に際して６００株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

当社は、本件分割に際して、株式会社ソフトフロントジャパン及び株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄの全株式を取得することから、当社の純資産の額に変動がなく、株式会社ソフトフロントジャパン及び株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄが交付する株式数は当社が任意に定めることができると認められるところ、本件分割の目的に鑑み、当社の完全子会社となる株式会社ソフトフロントジャパン及び株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄの株式の適正かつ効率的な管理を行う上で、上記の株式数とすることが相当と判断し決定いたしました。

当社は、本件分割により設立する株式会社ソフトフロントジャパン及び株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄの資本金及び準備金等の額の決定にあたって、柔軟な資本政策の実現を可能にするとともに、事業の規模に相当する株主資本を内部留保するため、株式会社ソフトフロントジャパン及び株式会社ソフトフロントＲ＆Ｄの資本金及び準備金等の額を各社の新設分割計画書第３条記載のとおりとすることを決定しました。

当社は、上記が相当であると判断しております。

（２）当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要債務の負担、その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象

当社は、平成28年４月22日開催の取締役会において、株式会社筆まめの全株式を取得して子会社化することについて決議し、平成28年４月26日に全株式を取得しております。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

第１号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、当社は平成28年８月１日をもって持株会社に移行する予定であります。これに伴い、商号及び目的を変更するため、現行の定款の第１条（商号）及び第２条（目的）について所要の変更及び一部の追加並びに附則の追加を行います。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりとなります。なお、第１条（商号）及び第２条（目的）の変更は、第１号議案「新設分割計画承認の件」が承認可決され、かつ平成28年８月１日以降、同議案における会社分割の効力が発生することを条件として、その効力が生ずるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（商号） 第１条　当会社は、株式会社ソフトフロントと称し、英文では、Softfrontと表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社ソフトフロントホールディングスと称し、英文では、Softfront Holdingsと表示する。
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の各号の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
（１）コンピュータ・プログラムおよびデータの設計、開発、製造、販売	（１）情報通信業
（２）コンピュータ関連機器、通信用電子・電気機器の設計、開発、製造、販売	（２）製造業
（３）コンピュータによる情報処理サービスおよび情報提供サービス	（３）生活関連サービス業
（４）コンピュータ・ネットワーク上の情報処理・提供サービスおよびプロバイダー事業	（４）飲食サービス業

現　行　定　款	変　　更　　案
（５）書籍、雑誌の編集、制作、出版、販売	（５）専門・技術サービス業
（６）前各号の商品の輸出、輸入	（６）娯楽業
（７）企業経営コンサルタント	（７）卸売業・小売業
（８）不動産の賃貸・転貸に関する業務	（８）教育・学習支援業
（９）前各号に付帯する一切の業務	（９）不動産業
（新設）	(10)宿泊業
（新設）	(11)物品賃貸業
（新設）	(12)倉庫業
（新設）	(13)建設業
（新設）	(14)社会福祉・介護事業
（新設）	(15)前各号に付帯する一切の業務
（新設）	２．当会社は、前項各号に付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。
（新設）	附　則
	第１条　第１条（商号）および第２条（目的）の変更については、平成28年６月24日開催予定の第19回定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認されることおよび上記新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。
	第２条　本附則は、前条に定める新設分割の効力発生日をもって削除する。

第３号議案　取締役１名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役阪口克彦氏は任期満了となりますので、改めて取締役１名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
さかぐち かつひこ 阪口克彦 （昭和29年８月16日生）	平成９年４月　キヤノン株式会社商品開発本部サブチーフ 平成12年３月　当社入社 平成12年４月　当社開発本部執行役員 平成13年10月　当社取締役 平成16年４月　当社取締役副社長 平成17年２月　当社代表取締役社長(現任) 平成25年８月　SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD.会長（現任） 平成28年４月　株式会社筆まめ取締役（現任） 平成28年５月　デジタルポスト株式会社取締役（現任）	46,371株

（注）取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額及び内容の改定の件

当社の取締役の報酬額（以下「取締役報酬額」という。）は、平成12年６月29日開催の第３回定時株主総会（以下、「第３回定時株主総会」という。）において、年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とする旨ご承認頂いており、更に平成19年６月25日年開催の第10回定時株主総会（以下「第10回定時株主総会」という。）において、当該取締役報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額30,100千円以内（うち社外取締役は年額5,700千円以内）の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認頂いております。

また、当社の監査役の報酬額（以下「監査役報酬額」という。）は、第３回定時株主総会において、年額20,000千円以内とする旨ご承認頂いており、更に第10回定時株主総会において、当該監査役報酬額とは別枠で、当社監査役に対する報酬として年額5,400千円以内（うち社外監査役は年額3,300千円以内）の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認頂いております。

なお、第10回定時株主総会において、ストック・オプションとして発行する新株予約権について、以下の上限を設けることが決議されております。

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式43,700株（取締役は37,200株（うち社外取締役は7,000株）、監査役は6,500株（うち社外監査役は4,000株））を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

② 新株予約権の数
437個（取締役は372個（うち社外取締役は70個）、監査役は65個（うち社外監査役は40個））を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に

発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

（注）当社は、平成26年４月１日付で１株につき100株の割合をもって株式分割を行っており、上記新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、当該株式分割による調整後の数であります。

第10回定時株主総会から今までの間、経済情勢が大きく変動したことや経営環境の変化等諸般の事情を考慮して、取締役及び監査役のストック・オプション報酬額を次のとおり改めさせて頂きたいと存じます。

１．ストック・オプション報酬額

第３回定時株主総会でご承認頂いた年額150,000千円以内の取締役報酬額とは別枠で当社取締役に対する報酬として年額30,000千円以内（うち社外取締役は年額5,000千円以内）の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び第３回定時株主総会でご承認頂いた年額20,000千円以内の監査役報酬額とは別枠で当社監査役に対する報酬として年額5,000千円以内（うち社外監査役は年額3,000千円以内）の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、ストック・オプションとして新株予約権を発行する目的は、当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えること、及び当社の監査役に適正な監査に対する意識向上や当社の社会的信頼の向上を高めるためのインセンティブを与えることであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。現在の取締役の員数は４名（うち社外取締役１名）でありますが、第３号議案「取締役１名選任の件」が原案どおり可決された後も同様に４名（うち社外取締役１名）となります。また、監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。本議案につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式700,000株（取締役は600,000株（うち社外取締役は100,000株）、監査役は100,000株（うち社外監査役は60,000株））を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

7,000個（取締役は6,000個（うち社外取締役は1,000個）、監査役は1,000個（うち社外監査役は600個））を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後２年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会で定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の公正価額

割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いて算定する。

(9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

（会　場）東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号
アイビーホール　地下２階　サフラン

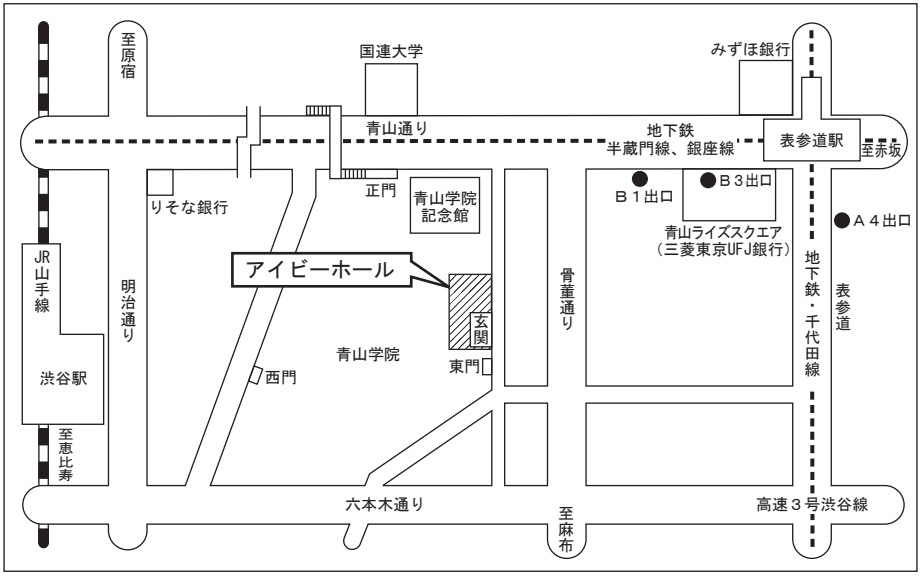

（交　通）東京メトロ（銀座線、半蔵門線、千代田線）
表参道駅下車（Ｂ１またはＢ３出口より徒歩約５分）

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。